

2 暴力団対策法の施行状況等

(1) 指定状況

3月1日に三代目俠道会（広島県）及び太州会（福岡県）、5月17日に七代目酒梅組（大阪府）、6月24日に極東桜井總家連合会（静岡県）及び中野会（大阪府）がそれぞれの府県の公安委員会により指定暴力団として指定を受けた。

6月30日現在、24の団体が指定暴力団として指定されている（図表2-11）。

図表2-11

指定暴力団の指定の状況

平成14年6月30日現在

群	名称	主たる事務所所在地	代表する者	勢力範囲	暴力団員数	指定年月日	効力発生年月日	代紋
1	五代目山口組	兵庫県神戸市灘区 篠原本町4-3-1	渡邊 芳則	1府2府41県	約1万7,900人	平成13年6月15日	平成13年6月23日	
2	福川会	東京都港区 六本木7-8-4	福川 角二	1府1道21県	約5,100人	平成13年6月15日	平成13年6月23日	
3	住吉会	東京都港区 赤坂6-4-21	西口 茂男	1府1道1府17県	約6,300人	平成13年6月15日	平成13年6月23日	
4	四代目工藤會	福岡県北九州市 小倉北区神岳1-1-12	野村 悟	3 県	約530人	平成13年6月19日	平成13年6月26日	
5	三代目旭琉会	沖縄県那覇市 首里石嶺町4-301-6	翁長 良宏	県 内	約270人	平成13年6月19日	平成13年6月26日	
6	沖縄旭琉会	沖縄県那覇市 辻2-6-19	富永 清	県 内	約410人	平成13年6月19日	平成13年6月26日	
7	五代目 会津小鉄会	京都府京都市下京区 東高瀬川筋上ノ口上 る岩滝町176-1	園越 利次	1道1府1県	約930人	平成13年7月23日	平成13年7月27日	
8	四代目共政会	広島県広島市南区 仁保新町2-6-5	沖本 勲	県 内	約280人	平成13年7月23日	平成13年7月27日	
9	六代目合田一家	山口県下関市 竹崎町3-14-12	温井 完治	3 県	約160人	平成13年7月23日	平成13年7月27日	
10	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市 甲突町9-1	平岡 喜榮	県 内	約120人	平成13年7月23日	平成13年7月27日	
11	三代目浅野組	岡山県笠岡市 笠岡615-11	串田 芳明	2 県	約130人	平成13年12月7日	平成13年12月14日	
12	道仁会	福岡県久留米市 通東町6-9	松尾誠次郎	4 県	約740人	平成13年12月7日	平成13年12月14日	
13	親和会	香川県高松市 塩上町2-14-4	細谷 國彦	県 内	約70人	平成13年12月7日	平成13年12月16日	
14	双愛会	千葉県市原市 辰巳台西5-9-9	申 明雨	2 県	約400人	平成13年12月21日	平成13年12月24日	
15	三代目快道会	広島県尾道市 新高山3-1170-221	渡邊 望	6 県	約190人	平成14年3月1日	平成14年3月4日	
16	太州会	福岡県田川市 大字弓削田1314-1	日高 博	県 内	約140人	平成14年3月1日	平成14年3月4日	
17	七代目酒梅組	大阪府大阪市中央区 東心斎橋2-6-23	金 在鶴	2府2県	約210人	平成14年5月17日	平成14年5月26日	
18	極東桜井 總家連合会	静岡県沼津市 原字東沖1767-1	芹澤 保行	6 県	約330人	平成14年6月24日	平成14年7月8日	
19	極東会	東京都豊島区 西池袋1-29-5	曹 圭化	1府1道13県	約1,700人	平成11年7月14日	平成11年7月21日	
20	東組	大阪府大阪市西成区 山王1-11-8	岸田 清	府 内	約170人	平成11年7月30日	平成11年8月4日	
21	松葉会	東京都台東区 西浅草2-9-8	李 春星	1府1道8県	約1,500人	平成12年2月3日	平成12年2月10日	
22	國粹会	東京都台東区 千束4-3-1	工藤 和義	1府7県	約520人	平成12年5月2日	平成12年5月13日	
23	中野会	大阪府大阪市 天王寺区生玉町12-4	中野 太郎	1府2府6県	約140人	平成14年6月24日	平成14年7月1日	
24	二代目福博会	福岡県福岡市博多区 千代5-18-15	和田万亀男	4 県	約340人	平成12年2月10日	平成12年2月10日	

注：1 本表に計上した数値は、最新の指定の基準日における勢力範囲、暴力団員数を示している。
 2 石川一家(平成5年2月18日警察庁長官指定)は、五代目山口組傘下組織となったため、平成7年10月16日に指定を取り消された。
 3 二代目大日本平和会(平成6年4月7日警察庁長官指定)は、再度の指定が行われず、平成9年4月6日で指定の効力が失われた。
 4 三代目山野会(平成10年12月21日警察庁長官指定)は、団体の壊滅のため、平成13年11月8日に指定を取り消された。
 5 平成13年末における全暴力団構成員(43,100人)に占める指定暴力団員(39,400人)の比率は91.4%である。

(2) 指定をめぐる争訟の状況

指定暴力団の指定に関する訴訟は、四代目会津小鉄（現在の名称：五代目会津小鉄会）の代表者が、平成4年に指定処分を受けたことで結社の自由を制限された上、仁侠団体としての名誉と信用を侵害されて精神的苦痛を受けたとして、国、京都府等を被告として損害賠償請求訴訟を提起した。一審、二審とも代表者の請求を棄却し、平成12年9月22日、最高裁判所は代表者の主張は上告事由に該当しないとして上告棄却の決定を下した。

なお、上記代表者は、平成7年の指定についても同趣旨の訴訟を国及び京都府を被告として提起したが、一審は請求を棄却し、同人はこれを不服として控訴しており、現在大阪高等裁判所において係属中である（本年8月27日判決言い渡し予定）。

(3) 中止命令の発出状況等

平成14年上半期の中止命令の発出件数は、1,204件で、前年同期に比べ、46件（4.0%）増加している。暴力団対策法施行（平成4年3月1日）後の中止命令の累計は、1万6,224件に上っている。

平成14年上半期の中止命令の形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが670件（前年同期比66件（9.0%）減）と全体の55.6%を、加入強要、脱退妨害（16条）に対するものが320件（前年同期比67件（26.5%）増）と全体の26.6%を占めている。暴力的要求行為のうち、みかじめ料、用心棒料等の要求行為に対するものは247件（前年同期比9件（3.8%）増）と全体の20.5%を占めている（図2-12）。

平成14年上半期の中止命令を団体別に見ると、山口組に対するものが519件と最も多く、全体の43.1%を占め、次いで稲川会211件、住吉会166件の順になっている（図表2-12）。

【事例1】山口組傘下組織組員による用心棒料要求行為に対する中止命令（兵庫）

山口組傘下組織組員(30)は、兵庫県龍野市内の自動車修理業者に対し、「わしは、この辺の面倒を見ている者や。こんな店をしていたら困ったこともあるやろ。毎月の支払いと毎年1回正月用品買ってもらえれば、面倒をみてやる。」等と告げて、用心棒料等を要求した（5月15日中止命令）。

【事例2】松葉会傘下組織組員による立ち退き料要求行為に対する中止命令（茨城）

松葉会傘下組織組員(25)は、5月、茨城県稲敷郡に所在する共同住宅の一室に傘下組織の名称入りの看板を掲げ、前記共同住宅の所有者に無断で入居していたものであるが、前記共同住宅の所有者から立ち退きを要求されるや、「俺がどくなら金を出してくれないか。」等と告げて、立退き料を要求した（6月10日中止命令）。

(4) 再発防止命令の発出状況等

中止命令が、指定暴力団員等の行っている当該暴力的要求行為等の継続を禁止するものであるのに比べ、指定暴力団員等が反復して行うおそれのある不当な行為を広く禁止する再発防止命令は、暴力団の資金獲得等に与える打撃が大きいことから、警察は、その積極的な運用に取り組んでいるところである。

平成14年上半期の再発防止命令の発出件数は、77件で、前年同期と比べ、29件増加している。暴力団対策法施行後の再発防止命令の累計は、551件に上っている。

平成14年上半期の再発防止命令の形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが54件（前年同期比22件増）と全体の70.1%を、加入強要、脱退妨害（16条）に対するものが20件（前年同期比4件増）と全体の26.0%を占めている。暴力的要求行為の

うち、みかじめ料、用心棒料等の要求行為に対するものは42件（前年同期比18件増）と全体の54.5%を占めている（図表2 - 12）。

平成14年上半期の再発防止命令を団体別に見ると、山口組に対するものが31件と最も多く、全体の40.3%を占め、次いで稲川会20件、住吉会12件の順になっている。

なお、平成14年上半期においては、1件の中止命令に対する違反及び3件の再発防止命令に対する違反で4件の事件を検挙しており、法施行後同年6月末までに、49件の命令（中止命令7件、再発防止命令42件）に対する違反で46件の事件を検挙している。

【事例1】中野会傘下組織幹部による不当贈与要求行為に対する再発防止命令（京都）

中野会傘下組織幹部(33)は、平成13年12月、複数の者に対し、指定暴力団の威力を示して出所祝い金名目で金銭を要求したこと等から、更に反復して類似の暴力的要求行為をするおそれがあると認め、1年間、人に対して出所祝い金等の名目で金銭を要求してはならない旨を命じた（2月1日再発防止命令）。

【事例2】稲川会傘下組織組長等による暴力的要求行為に係る再発防止命令違反事件（群馬）

稲川会傘下組織組長(52)は、平成13年11月、群馬県公安委員会から1年間、みかじめ料や用心棒料等を要求することを禁ずる旨の再発防止命令を受けていた前記傘下組織組員と共謀の上、平成13年12月、群馬県前橋市において、運転代行業者に対し、みかじめ料を要求し、前記再発防止命令に違反した（3月1日検挙）。

図表2-12 中止命令等適用状況

形態・団体別		区分	中止命令	再発防止命令	
形態	9条	人の弱みに付け込む金品等要求行為	3件		
		不当贈与要求行為	292	9件	
		不当下請等要求行為	14	2	
		みかじめ料等要求行為	115	11	
		用心棒料等要求行為	132	31	
		高利債権取立行為	13	1	
		不当債権取立行為	14		
		不当債務免除要求行為	45		
		不当貸付等要求行為	9		
		不当地上げ行為	1		
		競売等妨害行為	1		
		不当示談介入行為	4		
		因縁を付けての金品等要求行為	27		
		10条2項	暴力的要求行為の現場立会援助行為	206	-
		12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為		1
12条の5	準暴力的要求行為の禁止		1		
別	16条	少年に対する加入強要・勧誘及び脱退妨害	24		
		威迫による加入強要・勧誘及び脱退妨害	267	20	
		密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	29		
	20条	指詰めの強要等	5		
24条	少年に対する入れ墨の強要等	3	1		
団体	五代目 山口組		519	31	
	稲川会		211	20	
	住吉会		166	12	
	四代目 藤會		5	1	
	三代目 旭琉会		4		
	沖繩 旭琉会		1		
	五代目 津小鉄会		10	3	
	四代目 共政会		6		
	六代目 合田一家		5		
	四代目 小桜一家		1		
	三代目 浅野組		2		
	道仁会		42	2	
	親和会		6		
	双愛会		11	1	
	三代目 俠道会		1	2	
	太州会		1		
	七代目 酒梅組		1		
	極東桜井總家連合会		2		
	極東会		25		
	東組		3		
松葉会		34	1		
國粹会		13	2		
中野会		1	1		
二代目 福博会		9			
一般 人		125	1		
合計		1,204	77		